

地縁団体の法人化について

福山市 市民局 まちづくり推進部 まちづくり推進課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話084-928-1051 (担当:)



2024年(令和6年)4月改正

目 次

I 地縁団体の法人化とは

- 1 概 要 1～2
- 2 地縁団体の法人化に関するQ&A（よくある質問） 3～6
- 3 認可地縁団体となり得ない事例 7

II 法人認可の手続きについて

- 1 書類作成のポイント 8～9
- 2 認可地縁団体に関する手続き等の手順 10～11

III 各種書類の作成について

- 1 標準規約及びその解説 12～25
- 2 総会議事録 26～28
- 3 構成員名簿 29
- 4 就任承諾書 30
- 5 財産目録 31

IV その他

- 1 関係法令 32～42

I 地縁団体の法人化とは

1 概 要

自治会、町内会等が不動産等の資産を保有しているにもかかわらず、団体名義で不動産登記ができないことなどから生じる財産上の種々の問題を解決するため、1991年（平成3年）4月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布施行されました。

これにより、自治会、町内会等が一定の要件を満たす場合に、その団体の区域を所管する市町村長の認可を受けることにより、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）として法人格の取得を可能とする権利能力の取得制度が導入されました。

また、認可地縁団体が所有する不動産の中には、登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しないものもあり、所有権の移転の登記などについて不動産登記法に則った手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転の登記に支障をきたしている事例も少なくなく、こうした問題を解決するため、2015年（平成27年）4月1日より、認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法に特例規定を設け、一定の要件を満たした認可地縁団体の所有する不動産については、市町村長が一定の手続きを経て証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

法人認可を受けた地縁団体は、権利能力を得ることにより、法人としてそれ以前とは異なった法的な位置づけ及び取扱いがなされることとなりますが、主なものは以下のとおりです。

- ◎ 自治会、町内会等の団体名義で資産の登記・登録ができます。
- ◎ 規約に定める目的の範囲内で権利能力を持つことができます。
財産面だけでなく、規約に定める目的の範囲内であれば、全てにわたって独立して取引の主体あるいは財産の保有主体となることができます。
- ◎ 規約に定める目的の範囲内で義務を負います。
法人認可を受けた地縁団体は、規約に定める目的の範囲内で義務を負い、総会の開催、役員を選出等、規約に基づいてその団体を運営していくこととなります。
- ◎ 営利を目的としている場合、固定資産税、法人税が法人名義で課税されます。
地縁団体が所有する土地・建物で、公益のため直接専用する固定資産については、固定資産税の減免措置があります。ただし、営利活動に用いているものや公益のための活動に利用されていないものはこの限りではありません。
法人認可を受けた地縁団体は、法人市県民税の課税対象となります。このため、

毎年事業年度終了後の一定期間内に法人市県民税の申告を行う必要があります。

事業の内容が通常の自治会(町内会)活動のみで、収益事業を行っていない場合は、減免措置があり、申告と合わせて減免申請が必要となります。

また、収益事業をしている場合は、税務署への収益事業開始届を行う必要があります。

次は、法人格を得るための認可の要件です。

地縁団体に対し、法人格を付与する目的は、団体の保有する不動産等を団体名義での登記等を可能にし、財産保有上の制約を除くことにあります。

法人格付与のための認可要件は、当該団体が地縁による団体として現に明確な形で存在することを確認するためのものであり、法人格を得るために組織された名前だけの団体や、区域の中で極めて少人数の者だけが組織する集まりのように、安定的に存在する団体とは言い難いものを認可し法人格を付与することは認められません。

認可の要件、その基本的考え方は次のとおりです。

- 1 地縁団体が区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
- 2 地縁団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
区域が不明確もしくは流動的であると構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となり、ひいては当該団体が活動を行うに当たっても支障をきたす恐れがあるという考え方によります。
- 3 地縁団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること
- 4 規約を定めていること
自治会(町内会)の中には規約を定めていない団体もあるかと思いますが、法人格を得るうえでは規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

以上が、地縁団体の法人化の概要です。

2 地縁団体の法人化に関する Q&A (よくある質問)

<法人化することについて>

Q1 「地縁による団体」とはどのような団体ですか？

→地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、地域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会（町内会）のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。地方自治法第260条の2に基づき法人格付与の対象となるのは、こうした「地縁による団体」です。

Q2 「認可地縁団体」とはどのような法人ですか？

→地方自治法に定められた特殊な法人となります。（地方自治法第260条の2）

Q3 法人化は必ずしなければならないのでしょうか？

→法人格を得るかどうかはあくまで申請する団体の判断であり、市から強制されたり、必ず行わなければならない性格のものではありません。

Q4 法人化をすると自治会（町内会）の組織・活動は変わるのですか？

→現在活動している自治会（町内会）が法人格を得るだけであり、任意団体である自治会（町内会）の活動内容が法人化により変わることはありません。

Q5 法人化をすると、市の指揮監督下に置かれるようになるのですか？

→認可時や認可後、届出や変更の申請等必要な手続きはありますが、これは法人として権利義務の主体となるため必要な要件を充足しているかを確認するにとどまるもので、市の下部組織と見なされることは無く、関係も基本的には法人化前と変わるものではありません。

Q6 隣り合う2つ以上の自治会（町内会）や、自治会（町内会）よりも規模が小さい組織（地区、組、小組、班、小部落等）が1つの団体として法人化することは可能でしょうか？

→地縁による団体の活動を行っており、法人化の要件を満たせば可能です。

Q 7 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか？

→ 2021年（令和3年）に地方自治法が改正され、不動産等を保有していない又は保有する目的がない場合であっても、認可することが可能となりました。

<総会等の議決について>

Q 8 個人単位の会員となると、赤ちゃんや小学生などにも議決権があるのですか？

→ 法人化前までは、ほとんどの自治会・町内会が世帯単位の会員であり、「各世帯に1票」の議決権という運営をされていたと思いますが、地縁による団体の構成員は、地域に住所を有する個人であり、地域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、法人化に際しては赤ちゃんからお年寄りまで、個人単位の会員となり、総会等の議決においても「一人1票」という扱いが条件となります。

Q 9 赤ちゃんや小学生などが総会に出て議決する事はありえないと思うのですが？

→ 赤ちゃんや小学生などが自分で総会に出席して議決権を行使することは通常では考えられませんが、未成年者の議決権の行使に当たっては、親権者の代理出席などで議決権の行使は可能と考えられます。

<区域について>

Q 10 区域内に居住している方の息子さんが、別の町内会の区域に転居しましたが、現在も親元であるこちらの町内会活動を一緒に行っています。その1軒も併せて区域として法人化できますか？

→ 「一定の区域内に住所を有する者（地縁）によって構成され、地域的な共同活動を目的とする」団体が認可の条件となるため、虫食いのような飛び地での区域の設定は認めることができません。また、区域外の方は正会員になれません。ただ、区域外の方が賛助会員（準会員）として正会員と同じように会費を払い、活動することにはなんら問題がありませんが、賛助会員（準会員）は総会における議決権がありません。

血縁関係とは切り離して考えていただく必要があります。

Q 11 区域内に居住している方の所有する田畑が、別の町内会の区域に点在していま

す。その点在する田畑も併せて区域として法人化できますか？

→「一定の区域内に住所を有する者（地縁）によって構成され、地域的な共同活動を目的とする」団体が認可の条件となるため、虫食いのような飛び地での区域の設定は認めることができません。

土地等の所有権とは切り離して考えていただく必要があります。

<認可後について>

Q 1 2 法人認可を受けた後、官公庁への届出が必要ですか？

→認可を受けた地縁による団体は、法人格を付与されるものであり、法人市県民税の課税対象となりますので、速やかに市、県税当局へ法人設立届を行ってください。

Q 1 3 認可後、変更があった場合は何か届出が必要ですか？

○代表者・事務所等の変更

→認可地縁団体については、団体名称、区域、事務所の所在地、代表者の名前・住所等を市が告示します。その後、この告示した事項に変更が生じた場合は、団体の代表者が遅滞なく届け出ることとされています。（様式は市にありますのでお問合せください。）

○規約の変更

→認可地縁団体の規約の変更については、総会での承認が必要であることは言うまでもありませんが、最終的には市長の認可が必要となります。（様式は市にありますのでお問合せください。）

Q 1 4 不動産を登記する際、公的意味が高い団体として、手数料等の減免措置はありますか？

→現在のところ、認可地縁団体（自治会・町内会等）が不動産登記を行なう場合の手数料等の減免措置はありません。

<認可後、地縁団体への課税について>

Q 1 5 認可地縁団体への課税はどのようなものが考えられますか？

→収益事業を行っている場合、法人税、法人市民税、法人県民税の課税対象となりま

す。収益事業を行っていない場合、法人市・県民税については減免申請により、減免を受けることができます。

また、認可地縁団体が不動産を取得し、登記した場合、登録免許税、印紙税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税の課税対象となります。用途により減免等の制度があるものがありますので、詳しくは各窓口にお問合せください。

**Q 1 6 町内会の土地を駐車場として貸しているのですが、認可後の法人が課税される
ことがありますか？**

→事業の形態が様々ありますので、収益事業かどうかの判断は税務署が行います。収益事業と見なされれば、法人が課税の対象となります。詳しくは税務署にお問合せください。

**Q 1 7 会員だけを対象に駐車場などの事業を行った場合は収益事業にならないので
は？**

→収益事業の認定は税務署が決定します。収益事業とみなされれば、法人が課税の対象となります。詳しくは税務署にお問合せください。

Q 1 8 収益事業を行う際の関係行政への届出はどのようなものがありますか？

→収益事業を行う場合は、所管の税務署への収益事業開始届が必要となります。加えて、国・県・市への申告納付が必要となります。

3 認可地縁団体となり得ない事例

項目	認可地縁団体になることができない場合	事例
1 目的	(1) 特定の目的を持つ団体	① スポーツ同好会 ② ○○地区芸能の会 ③ ○○地区土地保存会
	(2) 政党に関する事項を目的に掲げる団体	
2 構成員	(1) 区域の誰でもが構成員になれない団体	世帯主のみが構成員の団体
	(2) 年齢・性別等を要件としている団体	① 老人会・・・年齢が要件
		② 女性会・・・性別が要件
	(3) 個人を構成単位としない団体	① 単位自治会(町内会)を構成単位とする団体
		② 法人を構成員とする団体
	(4) 区域外の住民を構成単位とする団体	会則に「一丁目を区域とする」とあるのに、二丁目の住民が入会している団体 (注)「区域外の住民」や「法人」は賛助会員(会を賛助するのみ、議決権を有しない)としての加入は可能
(5) 区域内の住民のうち、ごく少数の住民しか加入していない団体		
(6) 正当な理由なくして加入を拒む団体 (注)拒否が認められる理由は、極めて例外的な場合です ・公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるとき ・暴力的不法行為を行う恐れがあるとき		
3 代表者	代表者が複数いる団体	理事数人が各自代表権を行使する団体
4 会議の議決	構成員のうち、議決権を有する者が限定されている団体	特定の者のみが議決権を有する団体

II 法人認可の手続きについて

法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります。

従前の権利能力なき社団である自治会等地縁による団体が、その規約に則った正式の総会を開催し、議決を行うことが必要です。

総会招集手続き等を定めた規約が、現在の自治会等において整備されていない場合には、この点の整備をまず行うことが必要です。

また、この総会における決定に際し、認可申請に必要なとなる重要事項で認可の申請書類に明記すべき事項については、同時に総会で決定しておくことが有効です。

認可申請に必要な書類と作成のポイントは以下のとおりです。

1 書類作成のポイント

自治会、町内会等の法人化には、市長の認可が必要です。

認可の申請には、自治会、町内会等の代表者が、認可申請書に次の書類を添えて市長に申請してください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 規約2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類3 構成員の名簿4 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類5 申請者が代表者であることを証する書類6 区域を示した図面 |
|---|

(1) 規約

自治会、町内会等の中には規約を定めていない団体もあるかと思いますが、法人格を得るうえでは規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。次の8つの事項は必ず定める必要があります。

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項（12～25ページの「標準規約及びその解説」を参照してください。）

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの（規約に従って作成してください。）。

(3) 構成員の名簿

特に様式は定められていませんが、構成員全員の名前、住所を記載したものであ

る必要があります。また、構成員とは区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問わないこととされていますので、会員である場合には子どもの名前なども記載する必要がありますので注意してください。

反対に、会員でない者については、区域に住所を有する個人であっても構成員ではないので、名簿への記載は不要です。

- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
一般的には、前年度、前々年度の事業活動報告として総会に提出した事業報告書や決算報告書等、団体の具体的な活動内容がわかるものを提出してください。

(5) 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるものを提出してください。

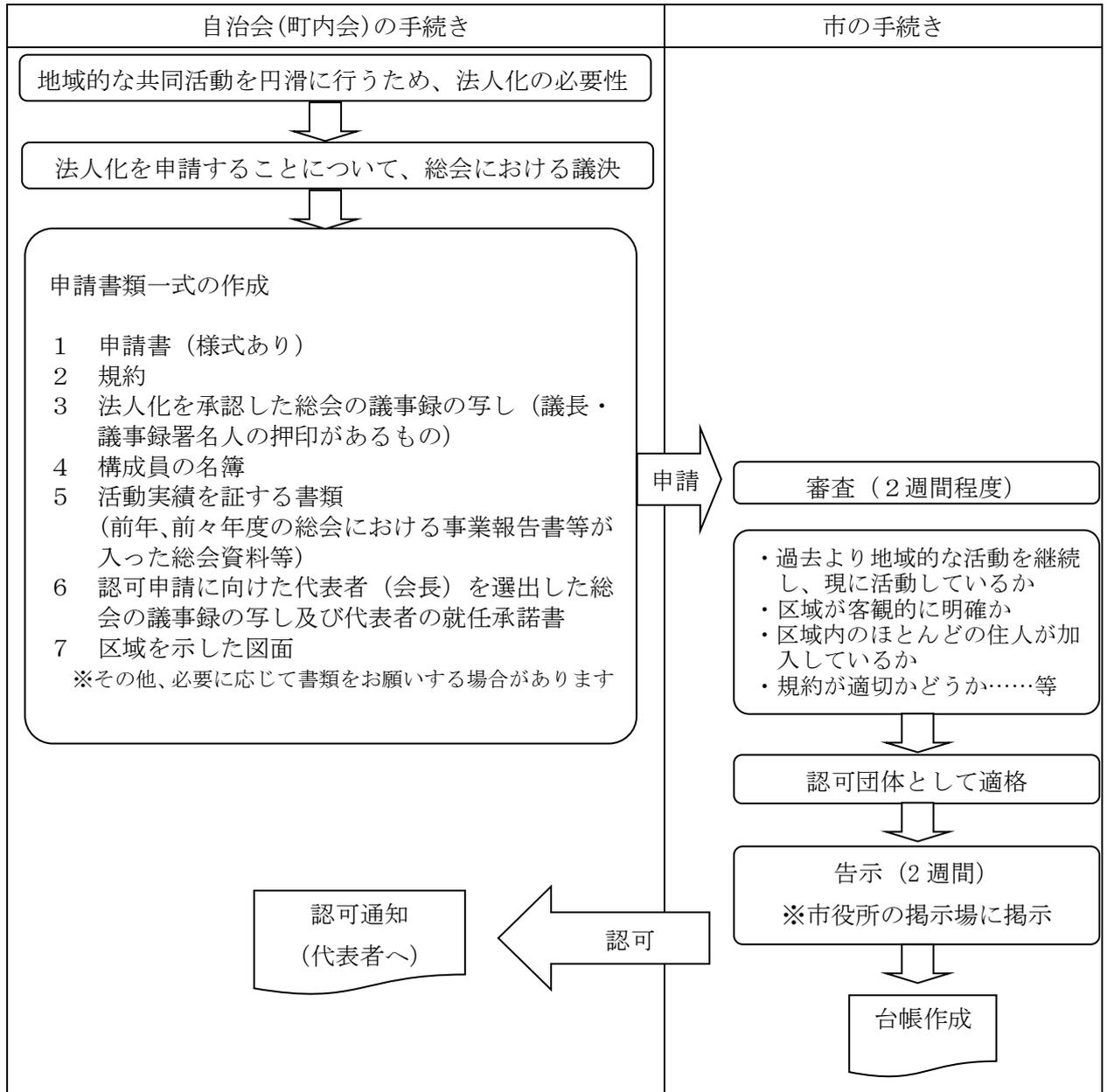
(6) 区域を示した図面

地縁による団体の区域を地図に表したもの（区域図）を添付してください。

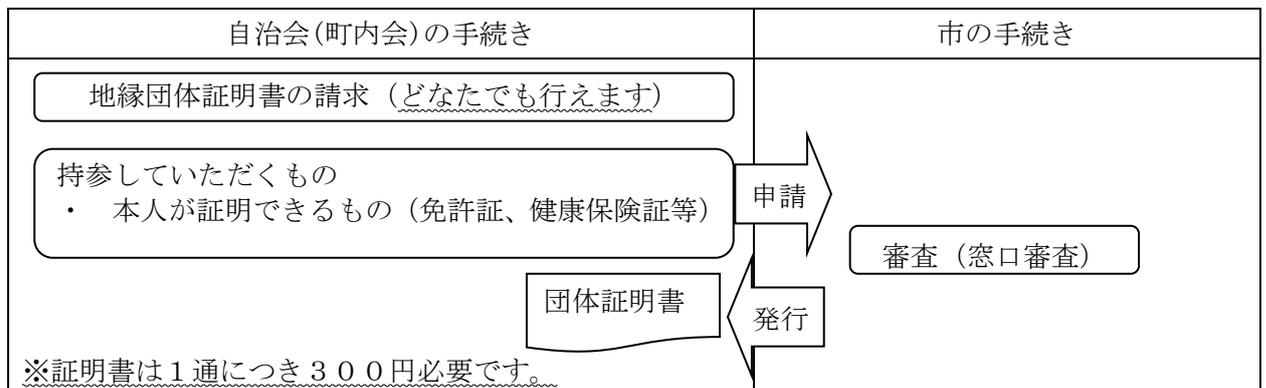
- これらの申請書類に基づき審査を行い、市長の認可が行われた場合は、法人格を得ることになります。

2 認可地縁団体に関する手続き等の手順

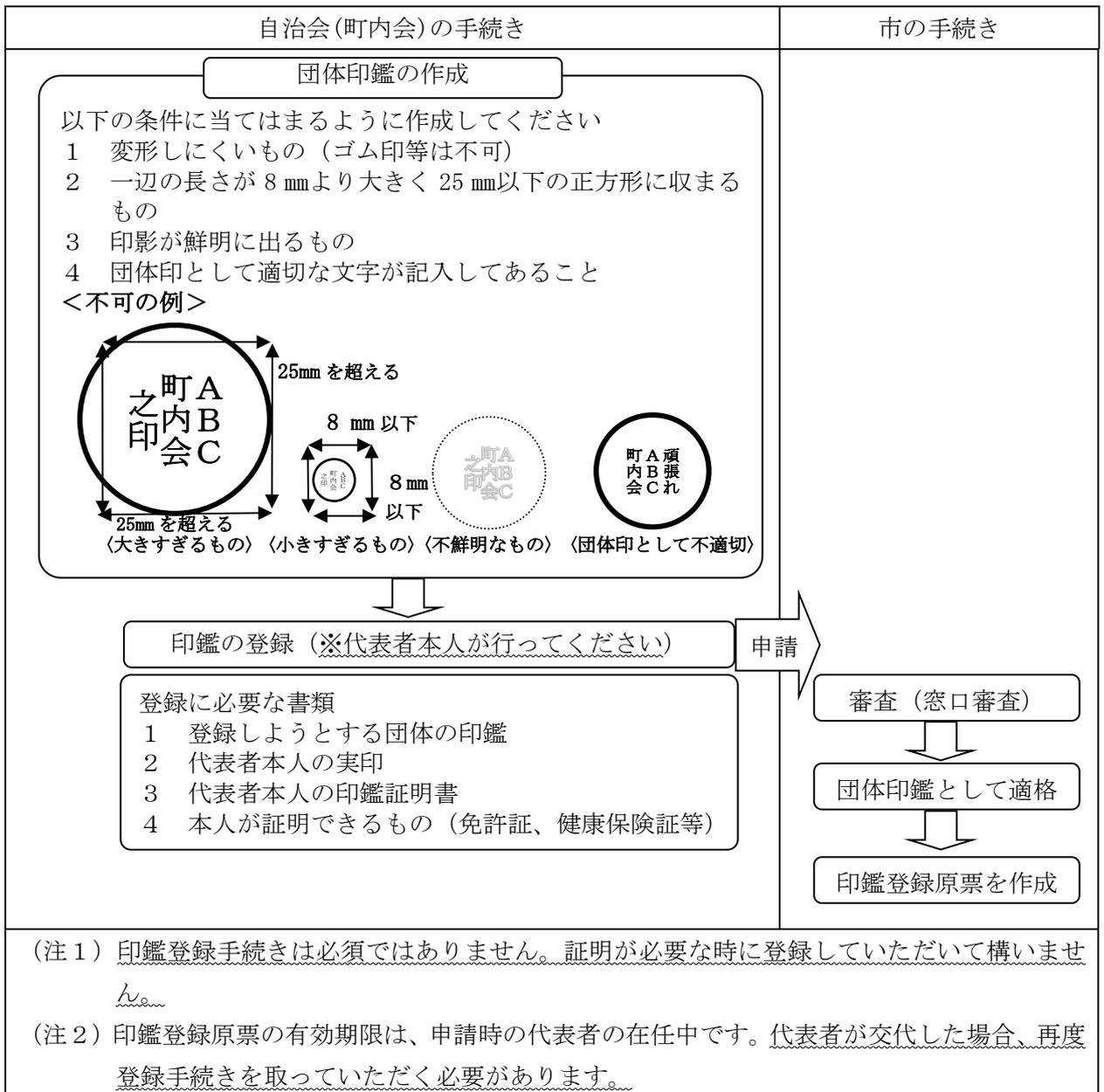
(1) 地縁団体法人認可



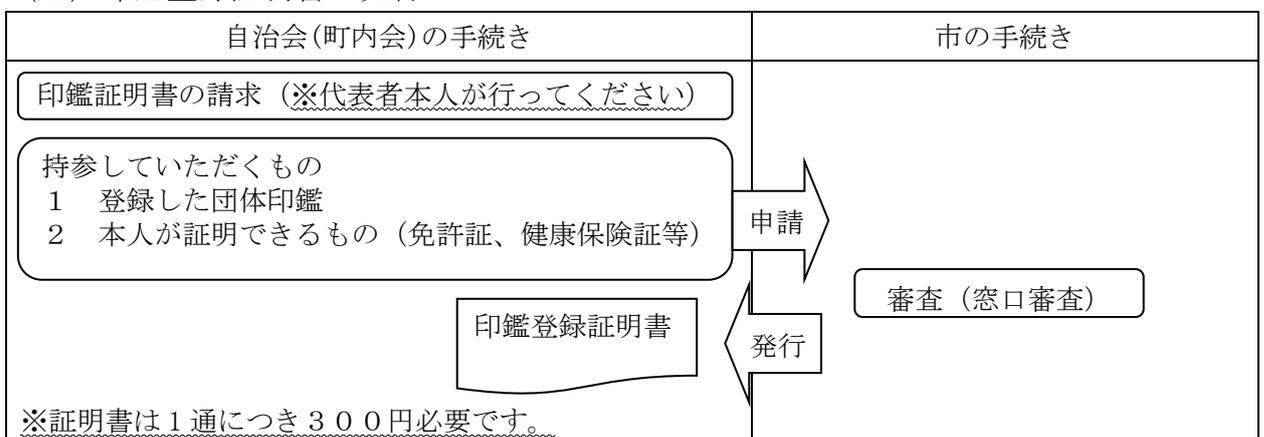
(2) 地縁団体証明書の発行



(3) 認可地縁団体の印鑑登録



(4) 印鑑登録証明書の発行



Ⅲ 各種書類の作成について

1 標準規約及びその解説

規約・会則は、必ず定めなければなりません。法人認可前において、既に規約・会則等を策定している自治会・町内会もあるとは思いますが、法人の認可をする際に、規約・会則の中に必ず定めていただかなければならない項目があります。この「標準規約」はあくまで例であり、このとおりにしなければならないというものではありませんが、規定していただかなければならない項目を列挙し、条項の法的根拠等を解説しています。規約・会則作成の際の参考にしてください。

〇〇〇自治会（町内会）規約（会則）

第1章 総則

【解説】

「目的」「名称」「区域」「事務所の所在地」は、地方自治法（以下、「法」と言う。）第260条の2第3項第1号から第4号により規約において必ず規定しなければなりません。

（目的）

第1条 この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

【解説】

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

<参照条文…法第260条の2第2項第1号、第3項第1号>

（名称）

第2条 この会は、〇〇〇会と称する。

【解説】

地方自治法上団体の名称についての制限はありませんが、他の法令において名称の

使用制限（例えば、商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできない。）がある場合には、これに従う必要があります。

<参照条文…法第260条の2第3項第2号>

(区域)

第3条 この会の区域は、福山市△△町××番□号から××番□□号までの区域とする。

【解説】

地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいですが、河川や道路等による区域の表示（例：福山市△△町大字□のうち××川の北の区域）も、市内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可することができます。

<参照条文…法第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項>

(事務所)

第4条 この会は、事務所を福山市△△町××に置く。

【解説】

「事務所」とは、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。

事務所の所在地は、事務所は代表者宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部で連絡や会合等に最も適したところが望まれます。

規約の定め方としては、表記のように住居表示又は地番及び家屋番号により定める他、「この会は、事務所を会長宅に置く。」とすることもできます。

<参照条文…法第260条の2第3項第4号、第15項>

第2章 会員

【解説】

「構成員の資格に関する事項」は、法第260条の2第3項第5号により規約において必ず規定しなければなりません。

(会員)

第5条 この会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。
2 この会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。

【解説】

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員として定めることは認められません。

なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「この会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加することはできます。

<参照条文…法第260条の2第1項、第2項第3号、第3項第5号>

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】

会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で各年度毎に定めることが適当と考えます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人がこの会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 この会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】

入会申込書により入会手続きする場合における入会申込書の様式は、役員会で定めたり、細則で定めればよいものです。また、入会申込書は会長に提出することとしています。会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員やブロック長などに提出することとしてもよいものと考えられます。いずれにせよ、入会手続きは、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとするべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようものとするとは認められません。

本条第2項の「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られます。

<参照条文…法第260条の2第3項第5号、第7項>

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】

退会手続きは、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要がありますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。

なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は、慎重な手続き等の下に資格を停止するような扱いとすべきと考えます。

<参照条文…法第260条の2第3項第5号>

第3章 役員**【解説】**

「代表者に関する事項」は、法第260条の2第3項第6号により規約において必ず規定しなければなりません。

(役員の種類別)

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。

- (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】

地縁による団体の役員については、法第260条の5、法第260条の11において規定されており、代表者（会長）一人を必ず選出する必要があり、また、一人又は複数名の監事を置くことが適当です。

また、地縁による団体の代表権は代表者（会長）一人に帰属するものと法律上定められています。監事の他に役員を置かず、会長を欠くこととなった場合には直ちに総会で会長を選任する旨を規約に定めることも考えられますが、会長が不慮の事故等により職務を行ない得なくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいといえます。（ただし、直ちに後任の会長を選出すべきです。）

その他の役員として、「会計」や「書記」等が考えられます。

また、「会計」や「書記」等を置く場合、「会計は、この会の出納事務を処理し、会計実務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記は、会務を記録する」等その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当です。

なお、役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

＜参照条文…法第260条の2第3項第6号、法第260条の5～法第260条の8、
法第260条の11、法第260条の12＞

（役員任期）

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】

役員任期は、特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは実務執行の一貫性確保の上で問題があり、逆に、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずると言えます。また、実務執行上支障が生じないよう第3項の定めを置くことも必要かと考えられます。

なお、役員解任手続きを定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続きを定めることが適当です。

第4章 総会**【解説】**

「会議に関する事項」は、法第260条の2第3項第7号により規約において必ず規定しなければなりません。

(総会の種別)

第13条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき（法第260条の16参照）、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできません。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然といえます。

<参照条文…法第260条の2第3項第7号、法第260条の13、法第260条の14、
法第260条の16>

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】

総会は、法第260条の13により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法第260条の4により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

第2項は、法第260条の14に則る規定であり、第2号の「5分の1」の定数を

規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

＜参照条文…法第260条の2第3項第7号、法第260条の4、法第260条の13、
法第260条の14＞

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】

総会の開催権限は会長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に召集する必要がある旨を規定することが適切です。

第3項は、法第260条の15に則る規定であり、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります。

＜参照条文…法第260条の2第3項第7号、法第260条の15、法第260条の17＞

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解説】

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、「2分の1以上」と規定することが適当と考えます。また、第20条

に定めるように規約で、特定の重要な事項について「出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能です。なお、この定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員をこれに含める点に留意する必要があります。これにより、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し議決を行うことが可能となります。

<参照条文…法第260条の2第3項第7号、法第260条の18>

（会員の表決権）

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

(1) ○○○○○○○○○○○

(2) ××××××××××

（総会の書面表決等）

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【解説】

第21条及び第22条は、法第260条の18に則る規定です。したがって、第21条第1項において会員は各々1箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたことを勘案して、第21条第2項の規定（特定事項について世帯の表決権を1票とすること）を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られます。したがって、「規約の変更」「財産処分及び解散の議決」のような重要事項については認められないと解され、「規約に定めることとなる事項」（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）についての決定も規約の変更となるため同項の適用は認められません。また「代表者や監事の選任」も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か一人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年者の場合

には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります。

この他、議長の行為などの総会の運営は会の活動を決定する重要事項ですので、会において会議規定等を定め、議事運営の方法などを明らかにしておくことが望まれます。

なお、2021年（令和3年）の地方自治法の改正等により、電磁的方法（電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決や、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法）による表決が可能となりました。

<参照条文…法第260条の2第3項第7号、法第260条の18>

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

【解説】

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を市に申請する場合などに求められることから、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。もっとも、監事は役員会の構成員にはなれませんが、役員会に出席できることとすることは可能です。

第6章 資産及び会計**【解説】**

「資産に関する事項」は、法第260条の2第3項第8号により規約において必ず規定しなければなりません。

(資産の構成)

第29条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入

- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 この会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】

規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産の構成等を定めておく必要があります。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初3か月以内に作成することとなっています。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第31条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産（不動産等の重要な固定資産）を決定しておくことが適当です。

<参照条文…法第260条の2第3項第8号、法第260条の4>

※ 認可地縁団体の剰余金の分配については、これを行うことは適当ではないことから、規約において、資産の処分について総会の決議によることとしている場合であっても、剰余金の分配と認められる資産の処分は対象に含めることができないため留意が必要。（2004年（平成20年）12月15日通知 総行第166号）

(事業計画及び予算)

第33条 この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 この会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認を受けることが必要です。財産目録は、法第260条の4により、年度終了後3か月以内に作成しなければなりません。したがって、事業報告や決算も年度終了後3か月以内に総会で承認を得る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要ですが、通常総会は、年度終了後3か月以内に1回行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。

したがって、年度開始前に総会を開催し事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(会計年度)

第35条 この会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

【解説】

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散**(規約の変更)**

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、福山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】

法第260条の3に則るものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、規約の変更は、市長の認可が必要です。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することがないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。

<参照条文…法第260条の3、法施行規則第22条>

(解散)

第37条 この会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】

法第260条の20及び第260条の21に則るものであり、①破産、②認可の取消、③総会の決議、④構成員の欠亡、⑤合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）の場合に、当該地縁による団体は解散（法人としての権利能力の消失又は団体自体の解散の両方を含む。）することとなります。

なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。

また、第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって代えることはできません。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

<参照条文…法第260条の20、法第260条の21>

(残余財産の処分)

第38条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、この会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

【解説】

法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産の帰属先を、規約で指定することは可能ですが、営利法人に寄附したり会員に分配する旨を定めることは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

仮に、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を決めることが困難な場合には、表記のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めておくことが適当と考えられます。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要事項であることから、解散決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

<参照条文…法第260条の31>

第8章 雑則**(備付け帳簿及び書類)**

第39条 この会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

【解説】

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。(個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。)

なお、細則としては、「弔慰金規程」や「旅費規程」などが挙げられます。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可の日から△年△月△日までとする。

【解説】

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。

したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

2 総会議事録の作成

※総会の名称、日時、場所等を記載してください。

〇〇〇〇年度 〇〇町内会〇〇総会議事録（作成例）

- 1 開催日時 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
- 2 開催場所 〇〇集会所（福山市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）
- 3 出席会員数 総会員〇〇〇名中〇〇〇名出席
（うち委任状による出席者〇〇名）

※ 議題へは、次の議案を必ず入れてください。

- 1 法人格を取得する（認可申請を行う）ことの意味決定事項
- 2 新規約（会則）の制定又は現規約（会則）の改正事項
- 3 役員を選出事項（代表者（会長）については、名前を記載してください。）

- 4 議 題

第1号議案	地縁による団体としての法人認可申請（法人格取得）について
第2号議案	〇〇町内会規約案の承認について
第3号議案	〇〇年度事業報告及び収支決算について
第4号議案	〇〇年度事業計画及び収支予算について
第5号議案	役員改選について
- 5 議事の経過の概要及びその結果

定刻になったので〇〇が開会を宣言し、本総会の議長の選任について諮る。出席者〇〇から〇〇を推薦するとの声があり、これについて賛否を諮ったところ全員から異議なしとの挙手があり、〇〇を議長に選任した。

議長から会員数及び出席者について報告がなされ、本総会は規約に基づき成立している旨の発表がなされた。

続いて、議長が議事録署名人2名の選任について諮ったところ、〇〇から〇〇と〇〇を推薦するとの声があり、賛否について諮ったところ、全員から賛同を得たので、〇〇と〇〇を議事録署名人として選任した。

次に議長は議案〇〇件を上程し審議に入った。

第1号議案 地縁による団体としての法人認可申請（法人格取得）について

議長は、〇〇に本会を地方自治法に基づく地縁による団体として法人認可申請することについて説明させ、これを議場に諮ったところ、質疑なく満場一致で承認された。

第2号議案 規約案の承認について

議長は、〇〇から法人認可申請に際し、認可規定に合致する規約とするため現規約を廃止し、新たに規約を制定することについて、その内容を説明させ、議場に諮ったところ、〇〇から質疑がなされ、〇〇が〇〇であると説明した。

賛否について諮ったところ、賛成多数で原案どおり承認された。

第3号議案 〇〇年度事業報告及び収支決算について

議長は、〇〇に原案を説明させ、次いで監事〇〇が監査報告を行った後、これを議場に諮ったところ異議なく、満場一致で承認された。

第4号議案 〇〇年度事業計画及び収支予算について

議長は、〇〇に原案を説明させ、これを議場に諮ったところ異議なく、満場一致で可決された。

第5号議案 役員改選について

議長は、役員を選出について議場に諮ったところ、〇〇から執行部に一任してはどうかとの発言があり、これを議場に諮ったところ、満場一致で承認された。

これを受けて、〇〇が執行部案として次の者を指名した。

会 長 〇〇

副会長 〇〇

会 計 〇〇

理 事 〇〇

監 事 〇〇

議長は、これを議場に諮ったところ、異議なく、満場一致で承認、可決された。

なお、選任された者はすべてその職務に就任することを承諾した。

（以下同様に各議案ごとに審議内容の概要及び議決の認否について記述してください。なお、質疑がなされた場合にはその要旨を記述してください。）

以上で、全ての議事を終了したので、議長は午後〇〇時〇〇分閉会を宣言し、解散した。

※議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があること。
(規約に従って作成)

本総会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

議	長	〇〇	〇〇	印
議事録署名人		〇〇	〇〇	印
議事録署名人		〇〇	〇〇	印

3 構成員名簿の作成

特に様式の定めはありませんが、構成員全員の名前、住所を記載したものである必要があります。構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問わないこととされています。

会員でない者については、区域に住所を有する個人であっても構成員ではないので記載は不要です。

〇〇自治会（町内会）会員名簿

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在

名 前	住 所
福山 太郎	福山市東桜町一丁目3番5号
花子	〃
松永 一郎	福山市東桜町一丁目3番6号
良子	〃
緑	〃
駅家 明	福山市東桜町一丁目3番7号 福山マンション301号
輝子	〃
光	〃
内海 太陽	福山市東桜町二丁目3番12号 東村アパート102号
沼隈 忠	福山市東桜町二丁目5番30号
海子	〃
神辺 始	福山市東桜町三丁目13番26号
恵子	〃
翔	〃
新市 菊子	福山市東桜町四丁目15番11号
淳雄	〃
京子	〃
由香	会員名簿の項目は、住所と名前程度で構いません。
	総会員数 〇〇名

4 就任承諾書の作成

就 任 承 諾 書

〇〇〇自治会（町内会）様

私は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇〇〇年度〇〇自治会（町内会）の総会（臨時総会）において、現会長として〇〇〇自治会（町内会）の法人認可申請における代表者に選任されましたので、その任に就くことを承諾いたします。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 福山市東桜町3番5号

名 前 福 山 太 郎 印

代表者の署名又は
記名押印が必要

5 財産目録の作成

財産目録は、法第 260 条の 4 により認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間（特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時）に作成しなければならないこととされています。

〔財産目録〕

〇〇〇〇年××月△△日

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備 考
(資 産 の 部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現 金			
現金手許有高		100 万円	
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店		50 万円	
(3) 普通預金			
〇〇銀行××支店		50 万円	
2 未収会費			
〇〇年度会費 ×名			
II 固定資産			
1 土 地			
2 建 物			
	東桜町 3 筆	6,000 万円	
3 構築物			
	東桜町 1 棟	400 万円	
4 車両運搬具			
5 計器備品、応接セット			
	軽車両 1 台	10 万円	
6 電話加入権			
7 有価証券			
○分利国債			
資 産 合 計		A 66,106,000	
(負 債 の 部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
	〇〇銀行△△支店	2,000 万円	
負 債 合 計		B 20,000,000	
差 引 正 味 財 産 (A - B)		46,106,000	

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、寄附者その他を記入すること。

IV 関係法令

1 地方自治法（抄）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示

しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前

に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければ

ならない。

- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産

の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（住所）

第四条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

3 法人税法

（寄附金の損金不算入）

第三十七条

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等(地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条 内国法人である普通法人（認可地縁団体を含む。）、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

- 2 前項の場合において、普通法人（認可地縁団体を含む。）のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。
- 3 公益法人等（認可地縁団体及び一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の十九の税率を乗じて計算した金額とする。